

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

中 尾 堯

はじめに

近世史のなかで、日蓮宗不受不施派は、キリストンとともに禁制の宗門として、江戸幕府から激しい弾圧を受け続けた。その受難の歴史のはじめに必ず物語られるのは、文禄四年（一五九五）の東山大仏千僧供養会への出仕と、寛永七年（一六三〇）の身池対論をめぐる一連の重大な事件である⁽¹⁾。この二つの事件は、それぞれ日蓮宗の宗門の枠をはるかに越えて、豊臣政権と江戸幕府の仏教勢力に対する果敢な政策遂行のなかに、見事に位置づけられて政治的な解決がはかられた。

この二つの事件を通して、常にその当事者であり事後処理の任務を負い続けたのが、中世の法華一揆以来の伝統をもつ京都日蓮（法華）宗の教団組織であった（以下これを「日蓮宗」とよぶ）。具体的には、「京都十六本山会合」と称する日蓮宗の寺院結合が、「京都法華宗（衆）」とよばれる教団組織の実体を示し、これに属する諸寺が共同して教団の運営にあたっている。この組織は、京都日蓮宗が壊滅に瀕した天文法華の乱（天文五年—一五三九）の後、よう

やく復興を遂げて往時の勢力に復した永禄七年（一五六四）に、十六本山が「定書」を交わして盟約を結んだことに始まる。

昭和五十七年、『京都十六本山会合用書類』と称する文書群が、はからずも京都頂妙寺の宝蔵から発見されて、京都府の文化財に指定された。この書類を納入した文書箱には、永禄八年から幕末に至るまでの古文書や記録類があり、中世末期から江戸時代を通じて三百年にわたる、十六ヶ寺の本山に領導された京都日蓮宗の、波瀾に富んだ動向が窺われる。⁽²⁾ このような文書群のなかで、不受不施事件にかかる書類が重要な一部を占め、日蓮宗をめぐる深刻な政治情勢と、宗門側の対応をよく物語っている。ここでは、『京都十六本山会合用書類』に収められた不受不施関係の文書類を検討することによって、先に述べた二つの事件の歴史的な意味を明らかにする。

一、東山大仏供養事件の素描

まず、京都妙法院の東山大仏殿で行われた、豊臣秀吉が願主となつて催された千僧供養会を契機とする、一連の不受不施事件の素描を試みてみよう。⁽³⁾

文禄四年（一五九五）九月十日、豊臣秀吉が建立した東山大仏で行われる千僧供養会にあたって、日蓮宗僧侶の出仕を要請する招請状が、奉行の前田玄以から京都「法華衆中」宛に送られてきた。その内容は、妙法院大仏殿において、「毎月太閤様御先祖御弔いのため」に供養会を行うので、一宗から百人づつ出仕して読経し、供養として「一飯を参らすべし」という命令であった。⁽⁴⁾

この要請を受けた京都十六本山⁽⁵⁾では、他宗の大仏殿で読経し、供養の一飯を受けることをめぐって議論が交わされ

た。それは、未信者からの供養（施）を受けることも、読経などの法施もしてはならないという、伝統的な「不受不施」の立場を、権力者の命令を前に貫き通すかどうかという、深刻な問題であった。このため、出仕いかんをめぐり、意見は大きく二つに分かれた。一は、その置かれた政治情況にしたがって、寛容に対処すべきだとする受派で、頂妙寺の日珖をはじめ多くの僧が出仕を表明した。もう一つはあくまで不受不施の主義を通すという不受不施の立場で、妙覚寺日奥がこれを強く主張し本国寺日禎がこれに同調した。しかし、巨大な統一政権の形成過程に位置付けられる京都の現状から、やむなく出仕すべきという意見が大勢を占め、これに反対する日奥はついに妙覚寺を去って京都を離れる。

不受不施をめぐるこのような混乱の中で、日蓮宗諸寺の大仏供養会への出仕は、九月二十五日から始まり、出仕の順番は浄土宗に次いで第六番であった。日奥は受施側のこのような態度を厳しく批判したが、政権側からの特別の制裁もなかつたので、かえつて同調者が次第に増加する勢いであった。やがて慶長三年に豊臣秀吉が没すると、日奥は帰洛の動きさえ見せるようになったので、京都法華宗は御奉行所宛に言上書を差し出して、その処断を求めた。

慶長四年（一六九九）十一月二十日の夜、大坂城中で徳川家康の臨席のもとに行われた「大坂対論」は、このような情況を背景として起こった。受派の側からは京都妙顯寺日紹と堺妙國寺日統が出席し、不受不施を主張する「妙覚寺前住日奥」と対峙した。その結果は、日奥の敗北が決まり、対馬への流罪が申し渡された。

徳川幕府が開幕すると、不受不施の問題はやがて関東に持ち越され、両派の対立はさらなる拡大を見るようになつた。この対立関係に断を下す出来事が、寛永七年（一六三〇）二月二十一日に江戸城中でおこなわれた両派の対論である。その主役となつたのが身延山久遠寺日暹と池上本門寺日樹であったことから、これを「身池対論」とよんでいる。両方とも六人の論者が列座して、天海・崇伝ら六人が判者となり、酒井雅楽頭ら六人の奉行が臨席して問答が行

われた。

対論の論点は、國主の供施に対する受不不受と、寺領・地子の供養・仁恩の解釈についてであったが、当日の結果について、理非決断の沙汰はなく、「なお条目分、三問三答記録をもって呈示すべし」という次第であった。このため、日遅が即日「一問状」を幕府に提出したのでこれを池上側に提示し、日樹は廿三日付で「一答状」をしたため、これに「身延誤之事」十二条の問題をつけて身延の回答を待ったが、応答がなかった。そこで日樹は三月二十一日付の「本門寺日樹言上書」を提出して身延側の処断を訴えた。

幕府は慎重に協議のうえ、四月一日に両者を江戸幕府に呼び寄せて、判決にあたる「池上日樹違旨之事」を申し渡した。その内容は、幕府は不受不施の教義内容そのものには立ち入らず、大坂対論の折りに示された「權現様御さばきに違背」したという公命違背の理由によるもので、池上側に厳しい処断を申し渡した。これにより、日樹が信州伊那に配流されたのはじめ、日賢は遠州横須賀へ、日弘は伊豆戸田へ、日領は佐渡へ、日充は奥州岩城平へ、日進は信州上田へと、それぞれ流された。この後、不受不施をめぐる問題は、新たな局面を迎えることになる。

二、東山大仏供養会出仕の文書

不受不施問題の発端となつた、東山大仏千僧供養会への出仕要請状が、前田玄以から京都法華衆に届いたのは、文禄四年（一五九五）九月十日のことであった。この法会に出仕するかどうかを決するのは当然「十六本山会合」であつたから、この組織が豊臣政権と慎重に対応しながら、宗内の意志をまとめていく役割を担うことになる。しかしながら、不受不施を主張する妙覚寺日奥と本国寺日禎の二人は、問題が提起された途端に各寺から離れたので、その処遇

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

は十六本山会合の管掌するところではなかった。むしろ、大勢を占めた出仕の意見にしたがって、いかに円滑に大仏供養会出仕を運営するかに、組織の使命がかかつっていた。これを物語るように、「十六本山会合用書類」の中には、供養会への出仕の手続きをめぐる文書や記録が、かなり多く入っている。次に、この書類のうち「書付（一）」に收められているそれらの文書を掲げて、内容の概略をのべてみよう。⁽⁶⁾（カッコの数字は文書番号、関係文書はこれ以外にもいくつか存在する）

- ① 「妙興寺日賢・長源寺日甄・本承寺日善・本福寺日受連署書状」（文禄四年）十月七日付 若狭国の四ヶ寺から、妙法院殿出仕の要請を受けたが、寒氣のために京都まで行くことができないので、来春は上洛して出仕するという内容である。寒さを理由にして出仕を逡巡している様が窺える。（23）
- ② 「立本寺大仏出仕人数」・「要法寺大仏出仕人数」（文禄五年）三月廿日付・「頂妙寺大仏出仕人数」同廿一日付・「本法寺大仏出仕人数」・「妙満寺大仏出仕人数」・「妙泉寺大仏出仕人数」同廿五日付・「本能寺大仏出仕人数」同廿六日付・「妙蓮寺大仏出仕人数」 いずれも折紙（文禄五年）（24～30）
東山大仏供養会への出仕者と年齢を、それぞれが所属する各本寺別に記録する。立本寺・要法寺・頂妙寺等のものには、小紙片に「立本寺是妙院」などと記されていて、供養への出席票とみられる。⑨「諸寺集会法度」には「諸寺御出仕の配符、毎月廿日に持参さるべきこと」とあり、これらの小紙片がこの配符にあたるものであろう。
- ③ 「京都本山大仏出仕人数」（二通）・「京都本山大仏出仕記録」（31・33・34）
大仏供養会への出仕者人数と袈裟の色や形式別を記している。
- ④ 「堺諸寺大仏出仕控」 横帳（文禄五年）

堺の顯本寺・本光寺・本教寺・興覚寺・経王寺・成就寺の出仕者名が列記されていて、京都の本寺同様に出仕が要請されていたことがわかる。

- ⑤「本法寺代真藏院等連署書状案」折紙（文禄五年）九月九日付

玄源斎・吉原新丞宛
(38)

大坂諸末寺の大仏供養会への出仕について、煩いのある者は代僧をもつて勤めることを申し合わせたと報告している。

- ⑥「妙法院殿出仕請書」（文禄五年）十月廿九日 円明寺代清住坊 諸寺中宛 (39)

円明寺の住持が病気で出仕できないことを誓状の形で報告する。

- ⑦「諸寺御施物銀子配分」（文禄五年）
(40)

大仏供養会の布施を、京都諸寺に分配した詳細な記録。

- ⑧「大坂諸寺出仕覚」（文禄五年）
(41)

大坂諸寺の大仏供養会出仕者の覚書。

- ⑨「諸寺集会法度」慶長二年五月廿六日 本能寺
(42)

大仏供養会への出仕より外の会合を停止すること、諸寺御出仕の配符を毎月廿日に持参すること、近国諸末寺が大仏供養会に出仕するようになる二日に談合することの三点を、十六本山会合で定めた記録。

- ⑩「諸寺誓状連判之事」慶長二年八月廿三日付
(44)

堺の諸寺が大仏供養会へ出仕する誓状の案文。

- ⑪「妙法院殿出仕使日記」慶長二年八月廿九日付
(45)

大仏供養会出仕について、十六本山会合の費用の明細書。

⑫「大仏出仕人数」慶長二年九月廿二日付

(46)

京都諸本山の九月分の大仏供養会への出仕人数の記録。

⑬「大仏出仕人数書立」慶長二年九月

(47)

堺と大坂の諸末寺に対し、大仏供養会に出仕するよう、本寺から命令を下すべく、公命によって使節が度々派遣された。その人名や次第などの記録。

⑭「妙音院日現・妙伝寺役者日忍連署書状」慶長二年九月廿二日付 (49)

諸寺代本能寺・本国寺役者御中宛

堺南庄觀乗坊を、大仏出仕不参によつて追放処分にしたことを披露する書状。

これらの文書・記録をみると、「十六本山会合」の果たした役割の第一は、「公儀」を背景にした大仏供養会への僧侶の動員であったことがわかる。しかもその動員範囲は、京都をはるかに越えて、堺・大坂からその周辺にまでも及ぶものであった。大仏供養会への出仕は公権力を背景にして、本寺末寺の関係をたどつて強圧的に行われ、出仕の出欠は厳密に記録された。出仕した僧侶の所属寺院はもとより、年齢から袈裟や僧衣の種類まで記録され、布施の分配も厳重に行われている。

この法会への不出仕者は、その理由を明確に届けたうえで代僧を立て、出仕を拒んだ場合には住持の寺はもちろん一門から追放するという厳科が科せられた。また、出仕を要請するために十六本山会合の役者たちが東奔西走したが、その費用はすべて会合組織の負担であった。そのうえ、教団内の意志をまとめるためには、有形無形の莫大な犠牲を払わなくてはならなかつた。大仏供養法会をめぐる不受不施の争いは、京都をはじめとする近畿地方の日蓮宗の勢力を

を削減するうえで、権力者にとつてはまことに格好な事件であつたはずである。

不受不施の首謀者とされる日奥と日禎は、それぞれ妙覺寺と本國寺を退出したとはいっても、なおも根強い支持を受けて活動を展開する。とくに慶長三年（一六九八）八月に豊臣秀吉が没すると、日奥とその一派が帰洛を画策しているという風評が広まった。そこで日蓮宗は、十一月十三日、「法華宗門中」の名のもとに御奉行衆に宛てて「法華宗門中言上書」をしたため、日奥らを「貴命に応じて」大仏供養会に出仕させることを望んだ。これとともに「法華宗目安」を提出し、日奥と日禎が大仏供養会に出仕しないこと、秀吉の逝去を機にみだりに徘徊すること、国々の末寺を奪い取ることの三ヶ条を訴え、日奥らに出仕を仰せつけられたいと要請した。

この両書は、京都十六本山会合が法華宗の名のもとに作成し、御奉行所に提出したものであるから、訴訟の主体はこの会合組織にある。会合の書類箱の中には、「法華宗門中言上書」（51）と「法華宗目安」（52）の一書の控が納められていて、もっとも信頼すべき文書の案文として注目される。ただし、日付は十一月十三日とだけあって年紀の記載がなく、宮崎英修の慶長四年説を無条件で信じることはできまい。⁽⁷⁾ とくに「しかれども日奥は殿下の薨を俟つて帰洛の計をかまえ」（「法華宗門中言上書」）とあり、また「今度、殿下様御他界によつて」（「法華宗目安」）という文言からみれば、消極的ながら慶長三年の文書とみる可能性もあると思われる。

三、大坂対論記録と袈裟衣

慶長四年（一六九九）十一月二十日の夜、大坂城中で徳川家康の臨席のもとに行われた「大坂対論」の結果は、さまたまな意味で京都十六本山会合の運命に、深い影響を与えるものであった。このため、受施側にたつた本山会合組

織にとって、正式な対論記録を備えることは何よりも重要なことであった。『於内府様御前対決記録』と題する対論の記録（57）が、対論に受施側の論者として出席した日紹によって執筆され、この書類のなかに納められている。それは、十六本山会合の公式記録として、事件の内容と様子をはつきりと後世に伝えるためである。宮崎英修は、身延山に所蔵されている日乾自筆の転写本を、あまり知られていないものとして『不受不施派の源流と展開』に紹介するが、その原本とみられる京都十六本山会合用書類本⁽⁸⁾と比較すると、いくつかの相違がみとめられる。

この記録の内容は、慶長四年十一月二十日酉刻に、内府徳川家康の面前で行われた対論について、その概要を叙述している。対決したのは、受派側である「自」は洛陽妙顕寺（日紹）と堺津妙国寺（日統）で、不受不施側の「他」は（妙覚寺）日奥である〔マルカッコ内は身延本の記事〕。対論は、まず自他ともに予め提出した訴状の、「学校三要老師」による読み立てから始まり、「法華宗は妙法をもつて躰となすか」「上意に背き出仕を遂ぐべからずという義、妙の重にこれあるか」などという、内府家康の日奥に対する質問によつて進行する。その論点は、大仏供養会への不出仕が、日蓮宗の宗義によつていかに裏付けられるかということで、あまり充実した議論が交わされたわけではない。しかしながら、いかに日奥が訴状において対決を要請したとはいえ、直前に本国寺日禎が脱落して日奥の勢が上がらず、対論そのものが不受不施の弾圧を意図したものであつたから、受施側の優勢のうちに対論が進む。最後に内府が「法花宗の魔王」とののしって、「厳誠を加うべし」といつて座を立つた。すると奉行衆の下知によつて、日奥は袈裟衣を剥がれ念珠を取られた。こうして、慶長四年己亥霜月廿日の対決は、不受不施側の日奥の敗北のうちに、真夜中の亥刻に終わった。

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

『十六本山会合用書類』の簿冊（一）のなかに、「諸寺遣日記」（17）と題する記録があり、慶長三年から正徳三年（一七一三）までの派遣記事とその入用が記入されている。慶長四年十一月十三日の項目に、「日奥流罪之刻、大坂に

おいて進物萬遺分」があり、内府をはじめとする要路に多額の進物をしている。実際に日奥が配所の対馬に旅立ったのは翌年の五月であったから、この「日奥流罪之刻」という記事は、「日奥が流罪を命じられた刻」と解すべきである。なお、この度の事件前後に、十六本山会合として度々大坂に下向した記録が、この日記をはじめ多くのメモにあり、事件の收拾に多額の経費を要したことが窺われる。

同じく「諸寺遣日記」のなかで、これから三十年後の寛永六年（一六二九）八月廿六日の記事に、大坂対論の時に日奥が剥ぎ取られた袈裟衣と念珠について、次のような記載がある。

本国寺 戒善院（花押）

奥師袈裟衣念珠
預り申候

妙顕寺 教法院（花押）

この記事の意味するところは、十六本山会合が持っていた「奥師（日奥）の袈裟衣念珠」を、本国寺と妙顕寺の役者が預かるという、預かり書である。恐らく、大坂対論の直後に十六本山会合に返された日奥の袈裟・衣・念珠が、会合用書類箱に納めて厳重に保管されていたが、書類等でこの箱が一杯になったので、本国寺と妙顕寺の宝蔵でこれを預かることになったのであろう。この袈裟・衣・念珠等は、第二次世界大戦後まで妙顕寺の宝蔵に伝来していたが、山田日真貫首によつて不受不施派の本山である、岡山県三津町金川の妙覚寺に寄進され、今日に伝わつていて、日紹の自筆で次のように記されている。⁽¹⁰⁾

直綴（じきとつ）の墨書

慶長四^{己亥}年十一月廿日戌刻、至^二大坂^一

於^二内府様之御前、一宗与^三日奥^二対論

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

之時、□□□之大魔王、邪見熾

盛之日奥、即座閉口、非分相

遣之条々候之間、則剥取之

袈裟・衣・数珠也

(続)
慶長四己亥年十一月廿日戌の刻、大坂に至り
内府様之御前において、一宗と日奥と対論
の時、かの仏法の大魔王、邪見熾

盛の日奥は、即座に閉口す、非分に相い
遣わすの条々候の間、則ち剥ぎ取るの

袈裟・衣・数珠也

直綴（じきとつ）帶の墨書

慶長四己亥年十一月廿日戌刻、於内府様之御前

一宗与日奥対論之時、彼仏法の大魔王、邪見熾盛
之日奥、即座閉口、非分相遣之条々候之間、則剥取之袈
裟・衣・数珠也

大坂対論によって剥ぎ取られた日奥の袈裟・衣と数珠が、対論の一方の当事者である受施側に返されたことは、支

配者側の威力を、十六本山会合に結集する日蓮宗に誇示するうえで、まことに有効な手段であった。それは、とかくすると時の支配権力者に対し、自立する意図をあらわにする日蓮宗の動向を牽制するとともに、効率的に組み上げられた教団体制を完全に支配下に置こうとする、政策意図の現れであった。

十六本山会合が当番の寺院で催される時、集まつた本山の住持や役者たちは、書類箱が開かれて日奥の袈裟・衣・数珠が取り出されるのをみて、強大な統一権力の圧力を実感したに違いない。この袈裟・衣・数珠が会合用書類の箱から出されて、大寺の宝蔵に預けられた寛永六年ころ、京都をはじめとする西国の宗門は、表面的には一応の平静を取り戻した時期ではあつた。しかし、次に述べる身池対論にみると、関東の不受不施をめぐる動向が風雲急を告げるようになり、日奥の受難を生々しく伝えるこれらの品物を、そのまま書類箱にいれておくことは、かえつて諸寺を刺激することになり兼ねない。このような危機感が、日奥の袈裟・衣・数珠を箱外に取り出させたのであろう。

四、身池対論と十六本山会合

京都の不受不施問題が、支配権力を背景にした受施側の圧倒的な勝利によって、ほぼ落ち着きを取り戻したころ、今度は江戸幕府開幕後の関東で再燃することとなつた。その最も深刻で象徴的な事件は、寛永七年（一六三〇）二月二十一日に江戸城中で行われた公的な対論で、その代表者が身延久遠寺と池上本門寺の住持であることから、これを「身池対論」とよぶ。

対論は、江戸城の酒井雅楽頭の座席で、真昼の午の刻から始まつた。論者は、受施側が身延久遠寺住持日遅をはじめとする六人、不受不施側が池上本門寺住持日樹をはじめとする六人である。判者として天海・崇伝ら六人が臨み、

酒井雅楽頭忠世ら六人の奉行衆が居並ぶ緊張した雰囲気であった。

まず、永喜法印が双方の目安を読み上げたうえで、対論に入つて盛んな問答が交わされた。『身池対論記録⁽¹⁾』によるとその論点は多岐にわたるが、要は国主の供施に対する受不受と、寺領・地子の供養・仁恩の解釈めぐっての論戦で、大坂対論とは異なつて内容的には充実したものがあった。問答が終わった後その結果については、「今日理非決断沙汰これなし」「なお条目分、三問三答記録をもつて呈示すべし」という次第で、即断は下されなかつた。要請された「三問三答」について、身延日暹が即日「一問状」を提出したので、奉行はこれを池上側に提示した。

池上日樹は二十三日に「一答状」を出してこれに応え、さらに「身延誤之事」十二条の問難をつけて、身延側の回答を待つたが、身延の返答は全く得られなかつた。さらに日樹は三月二十二日に「本門寺日樹言上書」を提出して、身延の処断を訴えたが、これにも反応はなかつた。やがて四月一日、幕府は両者を召し出して「池上日樹違目之事」を申し渡し、当事者の配流を宣告した。これによって、論者として対論に出席した不受不施の僧たちは、日樹は信州伊那へ、日賢は遠州横須賀へ、日弘は伊豆戸田へ、日領は佐渡へ、日充は奥州岩城平へ、日進は信州上田へと、それぞれ配流されることになつた。

寛永七年の身池対論は、もちろん突発的に起つた事件ではなく、すでにその機運は数年前から兆していた。この動向に対しても京都十六本山会合はつとめて静観の態度をとるとともに、内部的な体制の維持につとめている。その施策の一つは、各本寺の住持や役者から、大仏出仕の誓状を徴して、組織の秩序を乱すことのないように配慮したことである。妙顯寺日饒は、諸寺御中、すなわち十六本山会合に対して、寛文六年に次のような誓状を提出している。

「妙顯寺日饒大仏供養出仕誓状」

大仏供養出仕之儀付而

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

諍論雖レ在レ之、 権現様

(包み紙上書き)
妙顯寺
上人

於大坂二如二御裁許、京都

当寺曾以異義無レ之候、已上

寛永六

八月廿八日 妙顯寺日饒 (花押)

諸寺御中

大仏供養出仕の儀(読ミ)について

諍論これあるといえども、 権現様

大坂において御裁許の如く、京都

当寺かつてもツつて異義これなく候、已上

寛永六

八月廿八日 妙顯寺日饒 (花押)

切紙にこれとほぼ同様な文言の誓状をしたため、包み紙を懸けて「諸寺御中」に宛てて提出している。それらは、

寂光寺日栄・本法寺大林坊・立本寺勸持院正徳院・本隆寺日証・本国寺日桓・要法寺日瑤・妙泉寺某・妙満寺中正院
玄如坊・妙伝寺日然・本禪寺日求・本満寺日然・本能寺本光院淨正坊ら、全体で十三通にのぼった。⁽¹²⁾

寛永十三年九月十四日、「法華宗禁制」が制定され、十六本山の役者がそれぞれ連署した。全体で十三条にのぼる取り決めのなかの第十条は、

一、新住持書物之事、但任^(読み)權現様御擬者也

一、新住持書物の事、ただし權現様の御擬にまかせる者也

という取り決めである。したがって、京都諸本寺の新住持は、ほぼ同じ文言を持つこれらの誓状を、幕府からの命令によって、京都法華宗、つまり十六本山会合に提出しなくてはならなかつた。この方針は以後ずっと続けられ、数多くの誓状がここに集積されている。しかもこの誓状は厳格に保管されるもので、延宝九年三月の年紀のある嚴封を施した包みには、「諸本寺貫首入院之節銘々手形」と表記され、大事に保管されている。このような事実は、日蓮宗の寺院結合として、本来的に自治組織としての性格を持っていた十六本山会合が、今や江戸幕府の支配機構の中に位置付けられた、広範囲の本末関係を包含する寺院組織として変質したことを物語つている。端的にいえば、この会合用書類の内容は、江戸幕府によって確実に把握されていたのである。

五、会合用書類と身池対論関係文書

江戸幕府が全国的な視野のもとに宗教政策を進める中で、身池対論事件に対して局外者としての立場をとった京都十六本山会合も、結果的にはその渦中に巻き込まれざるを得なかつた。会合用書類の中には、身池対論前後における江戸と京都の往復文書が、まとまって保管されているので、その様子を窺うことができる。

身池対論の前夜、京都法華宗の動向はけつして安泰とはいえず、不受不施を主張する僧が隠然たる勢力を持つていた。会合用書類の中にある「某書状案」(折紙)(寛永七年)によると、頂妙寺と妙覚寺の一門の僧の間に、いまだに不受不施の邪義を申し募る者がいて、公儀からその事情についてお尋ねがあつたことがわかる。対論の前年の寛永六

年八月二十八日、頂妙寺寺内の一派の僧侶が誓状に連署した上で、京都の諸寺御中に宛てて「大仏供養出仕誓状」を提出したことは、このような動きがそれ以前から続いていたことを物語っている。⁽¹³⁾

幕府のこのような強圧的态度は、身池対論後の不受不施派に対してさらに激しくなる。寛永七年七月廿二日、学詮院をはじめとする十二人の僧侶は連署して、京都諸寺に「不受不施改悔誓状」を提出し、不受不施を捨てて「諸寺の立義に歸し」「諸寺の御下知に隨うべき」ことを誓約している。ここでは「大仏供養出仕」という文言が消えて、身池対論を意味する「宗義に違背し諸寺に敵対」という文言が、代わって現れて来る。⁽¹⁴⁾ 身池対論の結末が、大仏供養出仕の問題に代わって、不受不施弾圧のもとも強力な武器となり始めたのである。

身池対論が身延側の勝利に終わると、身延日暹は京都諸寺御同宿中に宛てて書状を遣わして、対論の経過と結果を報じるとともに、江戸まで御使僧を急ぎ下向させることを求めた。この要請に応じて、十六本山会合の使僧として江戸に赴いたのが、一要院日利と宝泉院日孝であった。この二人の使僧は、三月二十三日の昼に江戸につき、ついで二十六日の朝に江戸城の西の丸で將軍にお目見得した。⁽¹⁵⁾ その時の將軍と幕閣は、京都からの使僧が遅参したにもかかわらずきわめて機嫌がよかつたのは、身池対論の結果が京都日蓮宗に決定的な打撃を与えたことを確認できたからであろう。

しかし、予断は禁物である。身池対論で住持の日樹が配流された池上本門寺では、「いろいろ公儀へも申し立てられるよう内々承り及」んだが、幕府ではまったく取り上げられることはなかつた。このため「京都にても諸事御つゝしみなさるは最たるべき旨」を、関係筋から度々いってきている。京都の日蓮宗において、とくに注意すべきことといふのは、なおも解決をみていい頂妙寺と妙覚寺の不受不施の主張である。これについて、身延日暹は穿鑿して報告することを十六本山会合に要請し、一要院らは両寺が御奉行所へ出頭して事の次第を証明せよという、奉行所の要

求を伝えている。しかしながら、十六本山会合の力ではなおも解決しなかったので、心性院日遠はこの両寺について身延から仕置きをするという、幕府の方針を伝えている。⁽¹⁶⁾

このような事実をみると、身池対論での不受不施側の敗北と、敗者に対する幕府側の厳しい事後処理によって、不受不施を主張する僧たちが決定的な打撃を蒙った様子が明らかであろう。しかもこれら事後処理の実行は、西国に関する限りすべて京都十六本山会合の責務として、その両肩に重くのしかかっていた。しかし、身延の日暹は、冷ややかな反応を見せる関東の諸寺を頼むことも困難であったから、受施の態度をとる京都十六本山会合は、支持に期待を寄せるに十分であった。

身池対論の判決があつた翌日の四月三日、身延日暹は「日樹并徒党は罪科を仰せつけられ候」として、その書き出しを筆写して本国寺・要法寺・妙顯寺に送っている。⁽¹⁷⁾ このメモは、日暹直筆の「池上日樹違目事」・「池上日樹徒党御預の事」とともに会合用書類のなかに保管されており、これらが京都十六本山会合を目指して、送り届けられた事情を窺うことができる。⁽¹⁸⁾

京都十六本山会合用書類には、身池対論にかかわる別の重要な文書が、厳重に納められている。それは、身池対論の当事者である池上本門寺日樹の「日樹申状」・「身延誤之事」・「本門寺日樹言上書」の三書である。⁽¹⁹⁾ これらの文書の形態について、まず「日樹申状」から紹介することにする。

(i) 「日樹申状」は上書に「池上日樹書物」と記し、封に武家様の花押を据えた包紙に、十二紙半の続紙に染筆された「日樹申状」と題する一書が包まれて、十六本山会合用書類箱に納められている。寛永七年二月廿三日の日付の本書は、端正な筆致で染筆された一巻で、厳密に訓点が施されている。内容は身池対論の直後に身延側が幕府に提出した「一問状」に対する「一答状」で、対論の順序にそつて論を進めている。

まず、日蓮宗の不受不施が公認されたとする、元龜三年・慶長十三年・元和九年の文書をあげて、その主張が正当であることを示す。ついで身池対論の条目が、第一に不受不施と受不施との相論であり、第二に寺領と供養との同異をめぐる対論であると指摘する。この問題提起にしたがって、「立義不受不施之事」と「第二寺領与供養不同事」の項目を立てて論難を展開する。全体に格調の高い楷書で執筆された自筆で、読みやすいように訓点が施され、その奥には次のような記事がある。

十三紙半印 池上

寛永第七曆^{庚午}二月廿三日 日樹（花押）

このように、紙数を確認して捺印し、自署に花押を据えている状況からみると、書類箱に納められているこの一書は、日樹が幕府に差し出した申状の原本であることは疑をいれないものである。

(ii) 「身延誤之事」＝「日樹申状」とともに幕府に提出した書で、身延の主張を十二箇条にわたって論難し、身延の返答を求めている。これも申状と同様に訓点が施され、次の奥書きが記されていて、原本とみとめられる。

式紙半印 池上

寛永第七曆^{庚午}二月廿三日 日樹（花押）

宮崎英修は、これを「身延誤之箇条」と表記しているが⁽²⁰⁾、原本の表題にしたがって「身延誤之事」とするのが適切であろう。

(iii) 「本門寺日樹言上書」＝身池対論における三問三答の申し渡しにもかかわらず、「日樹申状」と「身延誤之事」に対する身延側の返答がないので、問答の作法を守るべきことを求めた書状である。宮崎英修は、これを「訴状」としているが⁽²¹⁾、書出に「謹言上」とあり、書止文言が「誠惶謹言」で、宛所が本光国師の「御侍者中」となっている。

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

ることから、文書形式としては私的な書状である。しかし、身延対論への本光国師の関わりからみれば、これが幕府の準公文書として扱われたことは容易に理解できる。したがって、これを「本門寺日樹言上書」とするのが妥当である。本文では、返答がないことは負けを意味することを主張し、改めて身延の誤りを強調している。日付以下は次のように記されて、原本に間違いない。

本門寺

三月二十二日
日樹（花押）

進上國師様

御侍者中

この部分で注意されることは日付についてで、宮崎英修はこれを三月二十一日としているが、原本では二十二日となつていて、訂正しなくてはならない。

一紙にしたためられた本光国師宛の書状は、包紙に厳重に包んだ上で、「日樹訴訟之真筆」と記し、封印二顆を置いている。

京都十六本山会合用書類のなかに、江戸幕府の公権力が関与した、これら三通の文書が秘蔵されていることは、十分に注目しなくてはならないことである。江戸幕府に提出された訴訟文書が、事後処理が終了した段階で、当事者に返付される慣例があつたかどうかは、寡聞にして定かではない。しかし、これが不受不施問題の渦中にある京都十六本山会合に下付されたことは、大坂対論における日奥の袈裟・衣・数珠におけると同様に、教団に対する強大な支配権力を誇示する意味で、まことに有効な手段であつたことは、疑いをいれない事実である。

結論

近世初頭における豊臣政権と江戸幕府の対仏教政策、特に日蓮宗に対する政策を遂行するにあたって、不受不施と受不施という日蓮宗内の両派の対立抗争は、またとない格好な契機であった。この両派の主導者を、大坂と江戸の城中に呼び寄せて対決させた、大坂対論と身池対論という二度の論争とその後の処断は、権力者側の基本的な政策意図を端的に物語るものであった。

不受不施が厳しい弾圧を受けることとなつたこの二つの事件のうち、大坂対論は、京都を中心とする中世の法華一揆以来の伝統をもつ日蓮宗の勢力を抑圧することであった。次いで身池対論は、関東の強力な不受不施勢力を、江戸幕府の膝下から一掃することを意図したものであったとみられている。また、日蓮宗の教学面についてみると、京都を中心とする関西教学と、江戸の諸大寺をはじめとする関東教学の両派の対立という、思想上の相克という構図が描きあげられる。⁽²³⁾

一方、江戸幕府の仏教に対する基本的な政策は、寺院本末関係をたどった寺院秩序の体制化によって進められる。その基礎になるのは、寛永十年（一六三三）に成立した『寛永寺院本末帳』で、寺院行政はこの帳をもとに行われた。⁽²⁴⁾このような幕府の政策に沿った動きをする仏教側でも、有力な本寺の占有によって宗派の勢力を伸長し、教団内における優位を獲得しようとする。江戸幕府にとって、この有力な本山を絶対的な支配下に置くことは、寺院支配を貫徹する上での急務であった。日蓮宗京都十六本山には、かつての一向一揆と並んで強い勢力を誇った法華一揆以来の伝統があり、しかもなお隠然たる実力を持ち続けていたから、これが為政者の標的にならないわけにはいかなかつたのである。

近年、京都十六本山のひとつ頂妙寺から発見された『十六本山会合用書類』には、他の極秘文書に交じって、不受不施問題をめぐる文書や記録が数多く納められている。これらに検討を加えた結果、権力側から「京都法華宗」として把握されていた十六本山会合と称する組織が、当時の日蓮宗のなかで重要な役割を果たし続けていたことを、あらためて認識することができた。政権側にとっては、この組織のもつ実力を奪い去ることによって、現体制を維持しながらも本末寺院体制の下に支配を貫徹することが終局の目標であった。不受不施派側は、この会合組織を教団の橋頭堡として期待したが、強力な支配権力のもとに敗退して、後の禁制宗門への道を辿ることになる。十六本山会合は、不受不施の主張を排除して、幕府の方針にしたがつた教団体制を整える方向をたどる。

いま『十六本山会合用書類』に納められた江戸中期の簿冊をみると、「諸山末寺控帳」や「諸国末寺扶助金控帳」（寛政十一年）など、末寺支配の書類がまとまっている。⁽²⁵⁾ それは、この会合組織が幕府の寺院政策を忠実に実行したこと、なによりも雄弁に物語るものである。

註

- (1) 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』
- (2) 中尾 堯「寺院共有文書と寺院結合——『京都十六本山会合用書類』をめぐって——」（『古文書研究』三五号所載）
- (3) 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』を中心に叙述する。なお、関係文書の名称の相違については後述する。
- (4) 日奥『宗義制法論』所収 「前田玄以書状」（文禄四年）九月十日付
- (5) 当時の日蓮宗十六本山は、本禅寺・本法寺・妙顯寺・妙蓮寺・本隆寺・立本寺・本国寺・本能寺・妙満寺・頂妙寺・要法寺・寂光寺・妙泉寺・妙伝寺・本満寺・妙覚寺の十六ヶ寺であった。
- (6) 「十六本山会合用書類」「書付（一）」 頂妙寺文書編纂会（代表 中尾堯）編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二 大塚巧芸社 所収

(7) 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』

(8) 「於内府様御前対決記録」『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収 この記録の筆跡は、妙顯寺文書の「日紹譲与状」元和元年三月十二日付、日饒宛の筆跡と同じであることから、本書の執筆者を日紹自身とする。また、註10にあげる日奥の衣と帶に記された由来書の筆跡も、同じく日紹のものである。

これより別に、『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」に「身池対論筆記」（寛永七年）がある。この表題は誤りで、大坂対論の筆記であるから「大坂対論筆記」（慶長四年）としなくてはならない。なお、これは臨場感あふれる新史料として注目される。

(9) 「諸寺遣日記」『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四「簿冊（一）」所収

(10) 日奥が着た直綴の丈は一九〇センチあまりにもなり、袈裟の寸法も超特大であるから、日奥は人並み優れた体格の持ち主であったことがわかる。

(11) 『身池対論記録』には身延本と池上本があり、宮崎英修『不受不施派の源流と展開』のなかで両書を比較検討している。

(12) 「大仏供養出仕誓状」（14通）（86号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収

(13) 「某書状」（折紙）（94号）（寛永七年）・「大仏供養出仕誓状」寛永六年八月廿八日付（85号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収「某書状」（折紙）

(14) 「不受不施改悔誓状」寛永七年七月廿二日付（92号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収

(15) 「身延日暹書状」（寛永七年）二月廿七日付（90号）「一要院日利・宝泉院日孝書状」（寛永七年）二月廿七日付京都諸寺御中宛（91号）「一要院日利・宝泉院日孝書状」（寛永七年）二月廿七日付法雲院・法音院・安住院宛（92号）

(16) 「一要院日利・宝泉院日孝書状」（寛永七年）初夏十七日付 法雲院様御同宿中宛（94号）・「身延日暹書状」（寛永七年）六月二日付 京都諸寺御同宿中宛（96号）・「一要院仁政（日利）・宝泉院如円（日孝）書状」（寛永七年）六月一日付 京都諸寺様尊前宛（98号）・「心性院日遠書状」（寛永七年）六月廿一日付 本国寺妙顯寺要法寺拝答（101号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書状」所収

(17) 「身延日暹書状」（寛永七年）卯月三日付「本国寺・要法寺・妙顯寺貴報」（95号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』一「書状」所収

不受不施関係文書と「京都十六本山会合用書類」

- (18) 「池上日樹違日事」寛永七年卯月二日付（90号）・「池上日樹徒党御預の事」（寛永七年）（91号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収
- (19) 「日樹申状」寛永七年二月廿三日付（87号）・「身延誤之事」寛永七年二月廿三日付（88号）・「日樹言上書」寛永七年二月廿一日付（89号）『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二「書付（一）」所収
- (20)・(21)・(22)・(23) 宮崎英修『不受不施派の源流と展開』
- (24) 圭室文雄著『江戸幕府の宗教統制』圭室文雄編『寺院本末帳集成』
- (25) 「諸山末寺控帳」・「諸国末寺扶助金控帳」『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』四「簿冊（一）」所収